

平成 26 年 第 3 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 26 年第 3 回東彼杵町議会定例会は、平成 26 年 9 月 12 日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 堀 進一郎君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	副 町 長 小山田正一 君
総 務 課 長 森 隆志 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有浦 幸治 君	書 記 山下 美華 君
----------------	-------------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 発議第 6 号 吉永秀俊議員の本会議における侮辱に対する懲罰について

開 会（午後 2 時 30 分）

○議長（森敏則君）

本日は休会の日ですが、地方自治法第 114 条第 1 項の規定によって、浪瀬真吾君他 5 人から会議を開く請求がありましたので会議を開くことにします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配ることができませんでしたので、会議規則第 20 条の規定によって報告します。

日程第 1、発議第 6 号、吉永秀俊議員の本会議における侮辱に対する懲罰について。

本日、浪瀬真吾君、滝川初夫君の連署により、発議第 6 号、吉永秀俊議員の本会議における侮辱に対する懲罰についてが提出されました。

日程第 1 発議第 6 号 吉永秀俊議員の本会議における侮辱に対する懲罰について

○議長（森敏則君）

それではこれより、日程第 1、発議第 6 号、吉永秀俊議員の本会議における侮辱に対する懲罰についてを議題とします。

○——△——

議長。

○議長（森敏則君）

6 番議員。

○6 番（吉永秀俊君）

弁明をしたいと思いますので、是非機会を与えていただければと思います。

○議長（森敏則君）

只今、吉永議員から弁明の機会を与えるよう求められましたので、提出者説明の後に弁明の機会を与えます。

提出者の説明を求めます。提出者、浪瀬真吾君。

○3 番（浪瀬真吾君）

提案の理由を申し上げますけれども、その前に字句の訂正をお願い致したいと思います。上から 3 行目の所に、賛成者という、右の方から 10 字位の所にですね、賛成者に対し、にを挿入していただければと思います。

それでは提案の理由を申し述べます。去る 9 月 11 日の本会議において、発議第 4 号、議員定数問題特別委員会の侮辱に対する懲罰についての提案理由を説明し、質疑応答の際、地方自治法（第 112 条）の議員の提出権を基に提出された提出者並びに賛成者に対し、確信犯という言葉を使い、あたかも犯罪者であるような発言があった。このことは提出者並びに賛成者の名誉を著しく傷つけたものである。よって吉永秀俊議員の懲罰を求めるものである。以上です。

○議長（森敏則君）

降壇下さい。次に、吉永秀俊君に弁明の機会を与えます。

登壇下さい。吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

只今ですね、浪瀬議員及び滝川議員から私に対する懲罰の発議があったわけでございますけども、その趣旨が、提出者並びに賛成者に対し確信犯という言葉を使い、あたかも犯罪者であるような発言があったということが今回の趣旨でございますけども。まず確信犯という言葉はですね、ちょっと説明させていただきたいというふうに思います。

確信犯。道徳的、宗教的または政治的信念に基づき、本人が悪い事でないと確信していながら、犯罪、思想犯、政治犯、国事犯等。2 番目。1 から転じて悪い事だと分かっているながら行われた犯罪や行為。また、その行為を行った人。例えば、違法コピーを行っている大多数の利用者が確信犯だといえるというような使い方がありますが、補足の説明として、時間を間違えて遅れたと言っているが、あれは確信犯だよね等のように、犯罪というほど重大な行為でない場合も用いる。2 の意味は元々誤用されていたが、文化庁が発表した平成 10 年度国語に関する世論調査では、50% 以上の人々が 1 ではなく 2 の意味で用いているということなのです。

ですから私も、この 2、犯罪というほど重大な行為でない場合、そういった所謂国民の半分以上の方が理解され、確信犯という言葉はですね、そういう意味で用いたという事でございます。ですから、この言葉が何故懲罰を受けるような事になるのかということでございます。

2 番目。東彼杵町会議規則第 63 条を見ますと、会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、または議長の許可を得て発言の訂正をすることができます。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。私は先程の会議で人から言われたり、時間を一日二日おいてから訂正したのではなくて、その場で訂正をさせていただきました。そして、もしこの訂正がですね、その場で訂正ができないという事になりますと、今後皆様の議場における発言を全て取消しができないということになります。

もしこれが、こういうふうなことで懲罰がされるならば、これ全国的な事例になると思いますよ。訂正が利かなくて懲罰にかけられるということになれば、全国的な議会の、私はそういう模範になってしまいますよ。判例になってしまいますよ。そういうことになれば、全ての議会が滞りますよ。一つ一つ議員の言ったことに槍玉を上げて、そしてそれが訂正が利かなくなれば、1 回 1 回議会の止めて、こういった懲罰を出してするのかということでございます。

私は、ですから最初申しましたように、この確信犯ということ自体がですね、何ら私が思っている確信犯から言えば、何ら懲罰に当たるような字句ではなかったというふうに私は解釈をしております。以上です。

○議長（森敏則君）

降壇願います。吉永議員には着席後退場を求めます。

（吉永秀俊君 退場）

○議長（森敏則君）

それでは 3 番議員、浪瀬真吾君、登壇下さい。

それではこれより、発議提出者、浪瀬真吾君に対する質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

今、吉永議員の方から弁明の言葉を聞きました。その中で確信犯という言葉の意味等を説明されましたが、そういうことは十分承知申し上げております。それと彼も言っておられました如く、通常と言いますか一般的に、確信犯ということは悪い人が分かっているながら成された行為、或いは犯罪等を指すものと私は解釈しております。

そこでお尋ねですが、まず、懲罰に関しまして重要な事は何かと申しますと、所謂それを受けた人が、己が侮辱されたか否かによってその判断は私は分かれるものと思っております。従って倫理観や或いは侮辱ということは、それはそれぞれの、個々の基準で変わりますし、当該浪瀬議員がこのことによって著しく名誉を傷つけられたというふうに受け止められたということであります。

○——△——

正にそのとおり。

○議長（森敏則君）

挙手をお願い致します。発議提出者、浪瀬真吾君。

○3 番（浪瀬真吾君）

正にそのとおりであります。

○議長（森敏則君）

他に。9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

そうなりますとですよ、この侮辱を受けた議員は1人で提出できるのですよ。この法の根拠に所定の発議者は必要はないのですよ。何故、浪瀬さん1人で出されなかったのか。その辺をちょっとお尋ねを致します。1人でできるのですから、侮辱を受けた議員が。その点についてお尋ね致します。

○——△——

それは。

○議長（森敏則君）

挙手をお願い致します。発議提出者、浪瀬真吾君。

○3 番（浪瀬真吾君）

それは、私と賛成者に、結局提案したという2人が、提案を発議第3号はしておりましたので、そういった意味でされたものと思っておりますので、滝川議員と一緒に提出をいたしたところでございます。

○議長（森敏則君）

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

そしたらですよ、ここに先程言われた確信犯、これは訂正をされましたよね、本会議で。吉永議員が訂正されましたよ。訂正は字句に限るもので、訂正はできるのですよね。それはご存知と思います。ただ、その趣旨が変更することができないということなので、ここに挙げられた文字自体はもう無くなっているのですよ。趣旨は残るのですけど、趣旨で侮辱を受けたということで申し述べられるのはいいのですが、この確信犯という文字は、もうそこで既に抹消されているのではないかなと思うのですが、如何でしょうか。

○議長（森敏則君）

発議提出者、浪瀬真吾君。

○3 番（浪瀬真吾君）

私もこれは、よくよく逐条あたりを開いて勉強してみました。そこの下りを見てみますと、発言を自ら取り消したといっても、既に懲罰事由は消滅したとすることはできないものと解するというような文言がございましたので、やはりそれはもっと酷い事を言いますと、もっと色々な事を言って取り消しますよというのも成り立つという意味ではないかなと私は解しておりますので、そういった事由でしました。

○議長（森敏則君）

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

浪瀬議員の逐条解説はですね、この趣旨、趣旨に対してやっぱり挙げるべきであって、発言は、これは文字が無くなったのですよ、確信犯という文字が。ただ、そういうイメージを受けたということで、理由で挙げられるべきなのですよ、逐条解説の意味が。そうしないとですよ、国会でも県議会でも、もう訂正が利かなくなれば、全て残ってしまうのですよ、文字が。ちょっとカッとなって発言してしまうことが有るではないですか。だから私が言うのは、会議規則にも書いてあるように、字句は訂正ができるから、確信犯という、ここに理由は挙げずに、そういう意味で、何ですか侮辱を受けたという感じで持ってこられるべきではなかったかなと思ったものですから、逐条解説の意味がですね。それを聞いているわけです。だから例えば、ちょっと長くなりますけど、他の事例を聞いても、もしこれを持ってくれば、全国的にそういう事がありますよ。今のところ多分無いと思います。取り消しぐらいはさせていると思うのですよ。失敗することもありますから、人間ですからね。だからそうではなくて、確信犯という文字がここに出てくるのではなくて、そういう趣旨で自分は侮辱を受けたということで持ってくるべきであってですよ。逐条解説に書いてあるのは、そう思うのですが、どうですか浪瀬議員。

○議長（森敏則君）

発議提出者、浪瀬真吾君。

○3 番（浪瀬真吾君）

やはりですね、確信犯という言葉自体が、その人がどのように受け取るかという問題であって、それを取り消したからといって、これを取り消したら意味が無いものになってしまうと私は思っているのですよね。ですからそれは、言った事は簡単には取り消せない字語ではないかなと私は思っております。

○議長（森敏則君）

5 番議員、滝川君。

○5 番（滝川初夫君）

先程、何故 2 人やったかという質問でしたが、それよりもこの浪瀬議員の 12 名を 11 名にという文書を見まして、私も以前から 10 名に削減ということに対しては賛成できないという考え方を持っておりますですね。

○議長（森敏則君）

質疑をお願いします。

○——△——
——△——△——

○5 番議員（滝川初夫君）

それでそういう、私も浪瀬議員と同じ考えで同調したわけですが、それはよかったですかね、私も同調で。

○——△——
——△——△——

○5 番議員（滝川初夫君）

今のは、後の件で、後回しにするようにします。

○——△——
——△——△——

○議長（森敏則君）

7 番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

今のお話を聞くと取り消しは、取り消しは一切できないという考え方でいかれるのですか、今から。どうですか。

○——△——
——△——△——

○議長（森敏則君）

許可を求めて下さい。発議提出者、浪瀬真吾君。呼ばれてから発言してください。

○3 番（浪瀬真吾君）

これはですね、訂正ができないというのは、やはり個人に対する侮辱なんかは特に。しかし会議の中で、結局自分の意見を言ったりする時には訂正をする場合もあると思います。これやっぱり個人に対して侮辱を受けたのであって、そういうことはですね、その時のケースバイケースだろうと、私はそういうふうに思います。

○議長（森敏則君）

7 番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

今のはどうも納得できないのですけども。じゃあですよ、今まで過去の、私はまだ1 期目ですけども、議場の中で社会通念上使ってはいけない言葉、それは我々議員には個人的には関係ありませんけど、多くの人達を傷つけるような言葉、今まで発せられてきましたよね。それには何も言わずに、自分が何か受けたら発言の撤回も認めない、言葉に対して懲罰を求める。いいのですか、そういう姿勢で。今から先、町民の皆さんにどう説明していかれるのですか。その辺はどうですか。

○議長（森敏則君）

発議提出者、浪瀬真吾君。

○3 番（浪瀬真吾君）

やはり今回は特に、提出者を侮辱をしたということで、そういった、あたかも犯罪者であるかのような、それは解釈のそれぞれ人は違うと思いますけども、そういった意味で受けたような感じがしておりますので、やはりこれは議員の名誉の回復のためにもする特権というのが、私はだからこういうふうにして、発議で名誉回復のためにするのがあっていいのではないかと考えております。

○議長（森敏則君）

7 番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

私がお尋ねしている事に対して的確にお答え下さい。昨日もお尋ねしたときに、的確にまだ回答も貰ってない所もあるのですよ。今、私が申し上げてるのは、議場での発言の訂正を認めないと、それは自分に対しての名誉を傷つけられたから認めないとおっしゃっているから、あなた個人の分はそうでしょうけど、では今まで議場の中で発せられた言葉で、社会通念上使ってはいけない言葉、不特定多数の人を傷つけるような言葉、それが議場の中でも飛び交っていたでしょう、今まで。だからそういう人達のことについては浪瀬議員は何も感じないのですか。自分に向けられた時だけが、自分に火の粉が掛かってきた時だけは反論しますよと、そういう弱者の方たちのことについては、あなたはどうかと考えますかと私はお尋ねしているのですよ。

○議長（森敏則君）

発議提出者、浪瀬真吾君。

○3 番（浪瀬真吾君）

だから、私は先程も言いましたように、ケースバイケースだとそういうふうに思います。

○——△——

——△——△——

○議長（森敏則君）

浪瀬議員、先程佐藤議員からの質問に対して的確な答弁というのは、今ケースバイケースという形でいいですか。確認をします。

○3 番（浪瀬真吾君）

その時のやはり発言というのは、幅広いものがあったり、そこに小さく持ってきたりするケースバイケースというのはあると私は思っております。

○——△——

——△——△——

○議長（森敏則君）

10 番議員、後城君。

○10 番（後城一雄君）

お尋ねしますが、私も 134 条で、所謂発言の取り消しをしても、所謂、何と言いますか、懲罰がそれでできなくなるということではなく、あくまでも法的には認めるけども、それぞれの、言えば、議員の考え方で自分が懲罰を受けたとそういう趣旨であれば、所謂、懲罰の申し出ができるという解釈をいたしております。私も 113 条で見ましてそういうふうな、私もそういう考え方をしてるわけですけども。提出者はそういう考えで出されたと思いますが、如何ですか。

○議長（森敏則君）

発議提出者、浪瀬真吾君。

○3 番（浪瀬真吾君）

正にそのとおりであります。

○議長（森敏則君）

10 番議員、後城君。

○10 番（後城一雄君）

提出者にお聞きしますが、当然今までの発言の中で、所謂、信念を持って、一つの政治家として、町民に恥らない状況の中で、自分も心から町民の事を考えた、所謂発言をしてきたという自負心はあられますか。

○議長（森敏則君）

発議提出者、浪瀬真吾君。

○3 番（浪瀬真吾君）

それはもう、正にそのとおりであります。

○議長（森敏則君）

他に。他に質疑無いですか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようですので、発議提出者、浪瀬真吾君に対する質疑をこれで終わります。

降壇願います。

それでは、懲罰の議決については、会議規則第 110 条の規定によって委員会付託を省略することができないこととされています。従って、本件については議長と吉永議員を除く 9 名の委員で構成する懲罰特別委員会（その 2）を設置し、これに付託して審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、本件については議長と吉永議員を除く 9 名の委員で構成する懲罰特別委員会（その 2）を設置し、これに付託して審査することと決定致しました。

ここで懲罰特別委員会の名簿配布のため暫時休憩致します。

暫時休憩（午後 2 時 54 分）

再 開（午後 2 時 56 分）

○議長（森敏則君）

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

只今設置されました懲罰特別委員会（その 2）の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って懲罰特別委員会（その２）の委員は、お手元に配布いたしました名簿のとおり選任することに決定しました。

この後休憩を致しますので、委員会条例第８条第２項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をして頂きます。

暫時休憩いたします。

暫時休憩（午後２時５７分）

再　　開（午後３時０１分）

○議長（森敏則君）

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

只今委員長、副委員長の選出がされましたので発表いたします。

懲罰特別委員会（その２）の委員長に後城一雄君、副委員長に岡田伊一郎君に決定を致しました。

吉永議員の入室を許します。

（吉永秀俊君　入場）

○議長（森敏則君）

６番議員、吉永秀俊君の着席を確認いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

散　　会（午後３時０３分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議　　長　　　森　敏則

署名議員　　　吉永　秀俊

署名議員　　　佐藤　隆善